令和5年度　事業計画書

（この事業計画書は、新型コロナウイルス感染防止等のため、予告なく変更（含延期・中止等）する場合がある。）

1. 基本理念

（1）利用者の障害をその人の特性としてとらえ、未知の可能性を信じながら、生き甲斐のある生活が送れるように援助する。

（2）利用者の基本的人権を尊重し、職員の温かい愛情と雰囲気の中で、利用者の心身の健康保持と日常生活機能の維持向上に努める。

（3）利用者の個性を理解し、利用者自らが選択決定したことを尊重し支援する。

（4）利用者の満足度が向上するように利用者のニーズを把握し、質の高いサービスを提供する。

（5）利用者の高齢化に伴い、その方々に相応しい生活作りを行うとともに、病気の予防と健康管理、個別的な医療・介護・支援の充実を図る。

（6）新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、その予防の徹底と共に、新たな支援方法や行事等のあり方を考え、利用者の新しい生活様式の確立を図る。

2. 基本方針

（1）地域への移行が困難な利用者には生活支援を実施し地域移行の実現に向けて支援する。

（2）障害の程度に合わせ作業訓練を実施し、適性を伸長させ、地域への移行実現に向けて支援していく。

（3）障害者の適性や能力に応じた文化創作活動を実施し、情操面の高揚を図る。

（4）運動並びに身体的機能訓練に特に重点をおき、利用者の健康増進と体力維持に努める。

（5）地域社会との交流を図り、施設への理解を深めてもらうため、地域社会の行事へ参加するとともに、ボランティア活動（道路のごみ及び缶拾い・お宮の清掃・環境パトロール・社会参加ボランティア活動・地域のゴミ分別収集等）を積極的にすすめる。

（6）重度・重複障害者に対する援助の強化及び支援内容の向上を図る。

（7）利用者の個人支援に重点を置き、利用者各自に適した作業訓練を行うため個別活動の充実を図る。

（8）利用者の状態把握に努め、個別支援計画書に基づき利用者保護及び地域移行に必要な支援や訓練を適切に行う。利用者それぞれの障害特性を理解し、ゆとりある生活を第一に精神の安定を図る。

（9）利用者の福祉向上のため、より良い生活環境づくりに日々取り組んでいくとともに利用者のプライバシーについては、できる限りこれを保護する。

（10）利用者の快適で、安心・安全な生活を確保するため、安全管理と衛生管理の徹底を図る。

（11）機能訓練指導員（柔道整復師）と看護師により、リハビリテーション等の充実を図る。

（12）ボランティアや実習生の受け入れについては、利用者との交流や活動を通して、利用者及び福祉への理解を深めることを目的として積極的に実施する。

（13）相談支援事業所による各利用者（生活介護・施設入所支援・短期入所）のサービス等利用計画書の立案並びにモニタリング報告書作成に協力するため、基礎資料の作成・保護者との日程調整等を実施する。

（14）利用者の更なる重度高齢化に向けて、支援の在り方を随時検討するとともに、必要に応じ　家族会と協議する。

3. 具体的支援計画

(1)個別支援計画書を作成し、それに基づいた支援を行うとともに提供したサービスについて記録する。また、計画書の内容を見直した場合には、変更計画書を作成する。

(2)障害の程度に応じて、重度・重複の障害者には、生活支援・機能訓練を重点的に行い、地域社会移行の実現に向けて支援する。軽・中度の障害者には、農作業・紙すき・読み書き・計算等の作業・学習を通して、地域社会への移行を目標に支援を行う。

(3)障害程度に応じた運動及び機能訓練を実施し、健康増進、身体的機能と体力の維持向上に努める。
ボール遊び(屋外)・陸上競技及びフライングディスク(障害者スポーツ大会)・ウォーキング・ストレッチ運動・リズム体操・リハビリテーション・野外活動・紙ちぎり・その他(レクリエーション、ゲーム)等

(4)文化創作活動を通して、情操面の高揚を図る。
生花教室・手工芸・陶芸・絵画・書道・レリーフ等

(5)日帰旅行・施設外活動・外出支援を実施し、見聞を広めるとともに経済観念や社会生活に必要なルール・マナーを身につけるように支援する。

(6)地域のスポーツ大会や文化祭等に積極的に参加し交流を図る。そのために、日常の作業や運動、文化創作活動には特に留意し支援する。

(7)地域に開かれた施設として、文化祭・ボランティア活動等に力を入れる。また、社会参加ボランティア活動・地域の小・中学校との交流活動等を通し、地域の理解を得ると共に、豊かな生活が送れるよう支援する。

(8)重度・重複障害者には、歌・音楽鑑賞・絵・ゲーム(ボール・お手玉)・絵本の読み聞かせ等の楽しみを体得できるように支援する。

(9)映画・演劇・音楽・生花展等の機会がある毎に見学鑑賞を実施し、情操面が豊かになるよう支援する。

(10)基本的生活習慣の確立に向けて、利用者の能力に応じた支援を行う。
①挨拶・礼儀　②起床・就寝(寝具のたたみ方・布団の上げ下ろし)
③着脱衣(着脱衣の方法・衣服の調整)　④整容(歯磨き・洗顔・整髪・髭剃り・身だしなみ)
⑤食事(手洗消毒・食事の方法やマナー・食器の片付け)　⑥排泄(トイレの使い方・後始末)
⑦清掃(掃除の方法・ごみ処理・用具の後片付け)
⑧整理整頓(居室整理・衣類や履物の整理・私物の管理・遊具や道具の後片付け)
⑨入浴(入浴準備・入浴の方法)　⑩清潔(鼻をかむ・汗をふく・更衣・洗濯の方法・リネン交換)

(11)施設内外での医薬品・道具・工具等危険物管理と危険箇所のチェックを行い、事故防止に努める。

(12)歩行の仕方・交通ルール・交通機関利用の経験を積ませ、自分自身の力で移動できるように支援する。

(13)挨拶の仕方・応答と会話・依頼と謝罪等、相手とのコミュニケーションが上手くとれるように支援する。

(14)挨拶・電話のかけ方・手紙・訪問等の個人のマナーが身につくように支援する。

(15)乗物利用・劇場や美術館・ホテル等の公共のマナーが身につくように支援する。

(16)自己統制について
①自制と自衛ができるように支援する。
②生活の計画化・約束の厳守・自治活動への参加等により、自己統制が身につくように支援する。

(17)経済活動について
①金銭の価値を理解し、識別し、正しい取扱いができるように支援する。
②自分で買物ができるように支援する。　③預貯金を行う。

(18)社会参加を積極的に行う。
①ボランティア活動の実施。　②地域社会行事への参加。
③公職選挙権の理解と行使。

4. 職員心得

（1）研修会には積極的に参加し、自己研鑽に努める。

（2）特に、重度・重複障害者に対する支援内容を向上させるため、他の専門機関や専門施設に相談・見学を行い、研修する。

（3）利用者に対する支援は、常に対等な立場で誠実に対応しなければならない。

（4）利用者の障害の状態、行動、性格、性別、年齢、その他いかなる理由によっても差別してはならない。

（5）利用者が地域生活を営む上で、常に理解と協力が得られるように働きかけを行う。

（6）利用者への励ましと賞賛を忘れず、一人ひとりが安心と誇りを持って暮らせるように支援する。

（7）常に利用者の声をよく聞き、悩んでいる時あるいは利用者から援助を求められた時は、これを記録し、必ず上司に伝え、適切に対応し解決するよう努める。

（8）利用者に対する虐待はいかなる場合でもあってはならない。

①身体的虐待（暴力的行為や外部との接触を遮断する行為）

②心理的虐待（脅かしや脅迫、侮辱的言語や威圧的態度、無視、嫌がらせ等の行為）

③性的虐待（あらゆる形態の性的な行為及びその強要）

④経済的虐待（本人の合意のない財産や金銭の使用・理由のない金銭の使用制限）

⑤介助の放棄・放置（支援・介助・サービスの提供を放棄又は放置すること）

（9）利用者に対して身体的拘束その他行動を制限する行為を行ってはならない。但し、利用者または他の利用者等の生命、財産、身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではないが、その場合には、必要事項(日時・態様・利用者の心身の状況・緊急やむを得ないと判断した理由・当該行為が必要と判断した職員名・当該行為を行った職員名等) を観察支援記録等の書面に必ず記録すること。

（10）利用者に対する呼称は、「〇〇さん」とさんづけで行う。

（11）日課・役割分担・行事・作業等の計画は、利用者との話し合いの上で決定する。

（12）利用者との信頼関係（共感・共生・共存・共歩）の確立が第一である。

（13）職員間の連携をとり、利用者の事故防止と緊急時の対応に万全の備えをする。（リスクマネジメント）

（14）個人情報の取り扱いや守秘義務については、個人情報管理規程に基づいて実施し、これを遵守する。

（15）利用者並びに職員の個人番号（マイナンバー）について、厳重な管理を徹底し、情報漏れを防止する。

（16）利用者預り金の取り扱いについては、利用者預り金管理規程に基づいて実施し、これを遵守するとともに複数の職員で管理する。

5. 重点課題

（1）利用者の身体機能維持と運動量の増加

利用者の高齢化や重度化にともなう身体機能の低下に対し、福岡県基盤整備事業により導入したリハビリ機器等を使用して、より細やかに対応するとともに機能訓練の一環として、散歩等を実施し、運動量を確実に増やす。

（2）安全管理及び衛生管理の徹底

利用者の事故やトラブルを防止するために安全管理の徹底を図る。

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザや感染性胃腸炎等の疾病予防のため、衛生管理を徹底する。

特に、新型コロナウイルス感染予防の為に噴霧器による消毒の実施と手洗い消毒を徹底する。

（3）感染症の発生及びまん延の防止等に関する取り組みの義務化（令和 6 年 3 月 31 日までに完成）

ア. 委員会の開催　イ. 指針の整備　ウ. 研修の実施　エ. 訓練の実施

（4）業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練の実施の義務化（令和 6 年 3 月 31 日までに完成）

ア. 感染症や災害が発生した場合の業務継続計画の策定　イ. 研修の実施　ウ. 訓練の実施

6. 毎月の会議

①職員会議（第一火曜日）

②給食会議（委託会社合同）（第三火曜日）　③ケース会議（第四火曜日）

④利用者会議（第一火曜日及び必要に応じて）⑤職域代表者会議（第四火曜日）

⑥個別支援計画書策定会議（二月）　⑦施設サービス評価会議（三月・第四火曜日）

⑧臨時会議（必要に応じて）　を実施し、計画と反省を行いながら、研鑽し支援向上に努める。

7. 医療保健

（1）利用者の健康状態を常に把握し、記録等を適確に取ること。

（2）疾病は事前に予防し、そのためにも早期受診・早期治療に努め、できる範囲での検診の実施。
（大腸・胃・子宮・乳房など）

（3）医師・医療機関・上司・生活支援員・栄養士と十分連携をとりながら業務を進める。

（4）健康管理を徹底する。（口腔ケアを重点に置く）

（5）定期的にリハビリテーションを行い、利用者の身体機能の維持に努める。

8. 防災安全

（1）避難訓練は、毎月、自主訓練を実施する。（火災訓練の他、地震・河川氾濫等の災害を想定）

（2）年間2回、消防署協力による総合訓練を行う。

（3）救命講習においては、毎年職員より代表者を（3名）決め消防本部にて訓練を行う。

（4）警察署員を招き、交通安全教室及び防犯訓練（不審者侵入）を行う。また、感染症等で
警察署員が来所できない場合は、自主訓練を行う。

（5）地域と連携した災害対策の推進
訓練に際して、地域住民（地元の消防団等）の参加が得られるよう連携に努める。

9. 給食

（1）食事は利用者にとって大きな楽しみであるため、年齢・健康状態・運動量・嗜好等を考慮し、
季節に関する行事食・お祝い食等、変化に富んだ献立作成と調理が実施されるよう委託会社に
依頼するとともに、連携を密にする。

（2）安全な食事を提供するため、衛生管理を徹底して食中毒事故防止に努めるよう委託会社に
依頼するとともに、それらが適切に実施されているか確認する。また、検食を実施する。

（3）利用者の身体的状況に配慮し、安全で安心した食事が行えるよう委託会社に依頼する。
・アレルギー等による代替食の提供。
・栄養補給や偏食や体重減等による補助食の提供。

（4）災害時に対する備蓄品の管理を実施する。（食事・水　3日分）

（5）誤嚥等による特別食（ソフト食等）の提供。

10. 施設整備・設備関係

（1）支援ソフト・財務管理ソフト・給与管理ソフトの契約更新。

R5. 2. 10